

東海市屋内こども遊び場遊具選定支援及び設計業務公募型プロポーザル 質問に対する回答

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	実施要項 提案上限額	「遊具施工業務予定工事費は、約 1.5 億円程度を想定する」とありますが、この額面は、直接工事費という理解でよろしいですか？（諸経費は別途計上するものとして企画提案を進めて良いのかを確認したい意図です）	諸経費、消費税込みの金額です。
2	実施要項 企画提案等の提出	特定テーマに対する提案において【テーマ 3】その他の提案（自由意見 3 項目まで）とありますが、これを説明するにあたり、企画書以外の提出は可能でしょうか？	可能です。
3	実施要項 現地見学会	正面玄関の自動ドアが搬入口という理解をしているが、かなり狭いため、建築工事（施設改修工事）側でより広い搬入路の確保が計画されてはいませんか？	計画されていません。 エントランスからプール室の壁は Y10 通りの X5～X7 まで は取り除く予定としております。 南側プール室のサッシを撤去することも考えられますが、 必ず復旧すること。

No.	質問箇所	質問事項	回答
4	要求水準 遊具設置に係る設計 の基本事項	ワーキンググループの意見として、キーワードを抽出して 頂きましたが、基本的には好ましいあそびの施設案が列举 されていると読みとっています。 「レーザー」とは具体的にはどういった施設になるのです でしょうか？	第1回ワーキンググループのキーワードは、複数のワーキン ググループメンバーから賛同を得た単語です。ワーキン ググループの意見を反映させた遊具を検討していただき ますが、キーワードの全てを反映させる必要はありません。 「レーザー」とは、レーザー光線を用いた遊びというイ メージで出た単語です。具体的な施設については、提案イ メージの誘導に繋がる恐れがあるため、説明を控えさせて いただきます。
5	要求水準 遊具設置に係る設計 の基本事項	プール槽の利活用は任意とされていますが、撤去や埋める 場合の工事費用は、質疑#1 の約 1.5 億円程度の費用とは 別途と考えてよろしいですか？	お見込みのとおりです。鋼製床にて別途工事予定です。
6	要求水準 設計業務の要求水準	設計図書の作成等において、「別途設計業務委託特記仕様 書」の成果物例が標準ということで網羅的なのですが、本 件に関して必要な成果物を箇条書きで示して頂けますで しょうか？	遊具設計に必要な図面を基本とし、必要図面は、協議によ り精査します。平面図、立面図、平面詳細図、部分詳細図、 仮設計画図、構造図、基礎図等の図面を基本としてくださ い。
7	審査基準 参加評価	実績数や件数に応じた絶対評価と考えてよろしいです か？	お見込みのとおりです。

No.	質問箇所	質問事項	回答
8	要求水準書 2 業務内容(2)遊具設置に係る設計	遊具以外の内装の設計業務は別途と考えてよろしいですか？	お見込みのとおりです。
9	プロポーザル実施要領 3 業務の概要 (5)提案上限額	内装に係る工事費は遊具施工業務工事（150,000 千円）には含まれない判断でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
10	プロポーザル実施要領 3 業務の概要 (2)業務内容	遊具設置に係る設計業務には、遊具の実施設計まで含まれますか？含まれない場合は、別途発注されますか？	遊具の実施設計まで含まれます。
11	要求水準書 7 設計業務の要求水準 (2)設計業務 イ設計図書の作成等	4 成果物・提出部数 (1)実施設計に次に掲げるものを標準とするとありますが、遊具に係る必要書類のみでよろしいでしょうか？	遊具に係る必要書類のみで構いません。
12	プロポーザル実施要領 4 参加資格	(1)「東海市の入札参加資格者名簿に登録されていること」との記載がありますが、東海市への設計コンサル業務も登録が必要でしょうか。	設計コンサル業務は登録の必要はありません。 工事又はコンサルのいずれかに登録されていれば可とします。

No.	質問箇所	質問事項	回答
1 3	設計業務委託特記仕様書 II 業務仕様	遊具の設計においても全ての項目が適用されますか？（木材利用の推進・成果物など）	設計業務委託特記仕様書は、当市が標準として使用している仕様書であり、本仕様書のうち遊具に係る事項のみ適用されます。 遊具は建物ではないため、3 (10) 木材利用の促進につきましては、適用されません。 また、成果物については、標準を記載していますので、この中から遊具に係る必要書類を提出してください。
1 4	要求水準書 4 ページ	「機能・利用イメージ」に記載の 4 つの遊び場エリアの内、「ボールエリア」は具体的な遊具（ボルダリング、スラックライン）や道具（ボール）が記載されていますが、これらは設置必須でしょうか。	必須ではありません。
1 5	要求水準書 4 ページ	6- (1) 遊具選定支援業務の仕様に「令和 8 年度（2026 年度）にかけて実施する・・・」とありますが、ワーキンググループは令和 7 年度（R8.1 月頃）までの 2 回（計 3 回）で完了ではないのでしょうか？	お見込みのとおりです。

No.	質問箇所	質問事項	回答
1 6	要求水準書 6 ページ	6- (1) -キ「ワーキンググループの日程・内容」について、表外に「主な内容はあくまで参考」とありますが、「テーマ」については変更提案できないのでしょうか。	テーマについても変更提案していただいて構いません。
1 7	要求水準書 6 ページ	6- (1) -キ「ワーキンググループの日程・内容」について、1 回目は既に実施済みとのことですが、2 回目に向けた学生側の検討課題などを既に提示されているのでしょうか。その場合は提示内容を教えてください。	学生側に 2 回目に向けた検討課題等は提示していません。
1 8	提案範囲	実施要領には「対象面積は約 1,000 m ² ／休憩エリアは含まない」と記載があり、要求水準書 P4 に表記載の想定面積では、表上段 4 つのエリアで 1,000 m ² になります。表下段の「休憩エリア 250 m ² 」は提案範囲外でしょうか。	休憩エリアは提案対象外です。
1 9	提案範囲	実施要領には「本業務対象面積は約 1,000 m ² 」とありますが、別紙 3 の平面にピンクで色付けしてある範囲は 1,500 m ² 以上あります。対象範囲はどのようにとらえたらよいでしょうか。	平面図の色付けしている範囲（プール室）の一部を休憩エリアとし、残りを遊具設置エリアとします。市が想定するゾーニングや機能を要求水準書 3～4 ページに示していますが、提案により変更は可能とします。また、機能を複合したエリア分けの再編成も可能とします。

No.	質問箇所	質問事項	回答
20	様式 4-1～3	実績に関する「契約書の写しを添付すること」とありますが、契約書の代わりに様式 4-1 はテクリスの業務実績、様式 4-2、3 はコリンズの工事实績でも良いでしょうか。	宜しい。